

愛媛県環境関係研究職員学位取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛大学の大学院において、環境に関する研究能力の向上を図るため博士号を取得しようとする者に対し、その経費を助成することにより、職員の高度な専門的知識の取得や研究能力の開発を支援し、もって、本県の環境創造技術の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象者は、衛生環境研究所の技術職員等で、愛媛大学の大学院後期博士課程社会人特別選抜コースに入学したもの又は引き続き当該大学院に在学している者であって、所属長の推薦のあった者とする。

ただし、引き続き在学している者にあつては、入学後3年以内のものに限る。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、次のとおりとする。

助成対象経費	限度額(円)
修学のために支出した次の経費	
・ 入学のための検定料	実費相当額
・ 入学料	同上
・ 当該年度の授業料	同上

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に知事が必要と認める書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び助成金の交付)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認められた場合は、助成金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するとともに、助成金を交付しなければならない。

(修学の中止等)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、3年間の当該大学院の修学期間中に、次のいずれかに該当した場合は、異動届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 修学の意思を喪失したとき
- (2) 健康上の理由その他により、当該課程を修了することが困難となったとき
- (3) 3年間で当該課程を修了することが困難になったとき

(学位の取得報告)

第7条 助成対象者は、3年間の修学の後1年以内に、学位取得報告書(様式第3号)を、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ただし、特別の事情により知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 3年間の修学の後1年以内に学位取得ができなかったとき
- (2) 当該大学院の課程を修了することができなくなったとき
- (3) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (4) その他助成対象者に不正の行為があったとき

附 則

この要綱は、平成13年4月13日から施行する。

年度愛媛県環境関係研究職員学位取得助成金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

所 属

職・氏名



愛媛大学大学院に下記のとおり入学（在学）したので、愛媛県環境関係研究職員学位取得助成金交付要綱第4条の規定により、助成金 円を交付されるよう申請します。

記

1. 入学（在学）の内容

入 学 年 月	年 月入学	
入学（在学）している研究科、専攻名	研究科（博士後期課程）	専攻
	職名	氏名
主 指 導 教 官		
副 指 導 教 官		
副 指 導 教 官		

2. 入学（在学）に要した経費の内訳

(1) 入学検定料額 円 (支払年月日 年 月 日)

(2) 入学料額 円 (支払年月日 年 月 日)

(3) (期分) 授業料額 円 (支払年月日 年 月 日)

備考 添付書類

- ・入学（在学）に要した経費を支払ったことを証する書面
- ・在学証明書

年度愛媛県環境関係研究職員学位取得異動届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

所 属

職・氏名



愛媛大学大学院に下記のとおり入学（在学）しておりますが、下記の事由が発生したの
で関係書類を添えて届出ます。

記

1. 入学（在学）の内容

入 学 年 月	年 月入学
入学（在学）して いる研究科、専攻名	研究科（博士後期課程） 専攻

2. 届出する事由

学位取得報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

所 属

職・氏名



下記のとおり学位を取得したので報告します。

記

1. 修了した内容

入 学 年 月	年 月	入学
学 位 取 得 年 月	年 月	取得
修 了 年 月	年 月	修了
修了研究科、専攻名	研究科（博士後期課程）	専攻
学 位 論 文 名		

備考 添付書類

- ・学位を取得したことを証する書面
- ・学位論文